

のどじまん実施要項

1. 日 時 11月10日(日)
2. 会 場 日本青年館ホール
3. 目 的

自分や仲間の思いを歌で表現することを通して、地域を越えて交流を深め、学び合うことを目的とする。

4. チーム編成

参加人数には上限を設けない。

5. 出演時間

時間制限は準備時間を含め1名(団体)8分以内とする。

6. 参加資格

- (1) 本大会の参加資格は、下記の通りとする。ただし、各都道府県選手団役員(団長、副団長、総監督、総務)、監督はこの限りではない。
 - ①1979(昭和54)年4月2日から2004(平成16)年4月1日までに出生した者。
 - ②原則、2019(令和元)年5月1日からひきつづき当該都道府県に居住、または在勤・在学する者。
 - ③全日制高等学校の生徒は参加対象としない。
 - ④定時制または通信制高等学校、高等専門学校、各種学校の生徒は一般青年として参加できる。
- (2) 無資格者が出演したことが発見された時は失格とする。
- (3) 日本青年団協議会正会員または各都道府県の大会窓口からの選出または推薦を受けた者。
- (4) 医師の健康診断を受け、健康であることが証明された者。
- (5) 国内外で職業競技者(演技者・技術者)としての活動実績を有する者は本大会に参加できない。

7. 参加申込

申込にあたっては所定の様式に全て明記のうえ申し込むこと。参加費は一人あたり3,000円(税別)と保険料278円(税込)、大会運営費500円(税込)を指定の期日までに納入すること。締切期日をすぎた後の申込および変更は一切受け付けない。ただし、以下の場合はその限りではない。

- (1) 本人が病気、けがで入院するなど参加不可能の場合、医師の診断書を、10月18日(金)必着で大会本部に提出すれば参加登録は抹消する。なお、病気、けがなどの理由で参加登録抹消者が発生し、チーム全員の参加が不可能となった場合は、チーム全員の参加登録を取り消す。
- (2) 団体競技種目で参加登録抹消者(理由に関わらず)が発生した場合、参加者の入れ替えを認める。また、入れ替え登録は10月18日(金)必着で大会本部へ所定の様式にて郵送で申請し、なおかつ種目別監督会議での報告を義務とする。入れ替え後の氏名はプログラムには記載されない。なお、書類に不備がある場合は入替登録を認めない。なお、入れ替え登録した参加者の大会参加費及び大会運営費、保険料は発生しないものとする。
- (3) 締切日を厳守し、参加申込書とともに伴奏を大会本部まで提出すること。音源は、CD、MDなどどれでも構わない。但し弾き語りの場合は伴奏ではなく、そのオリジナル曲を添付すること。送付する際には、音源(CD、MDなど)に必ず都道府県名と氏名を明記すること。提出された音源は返却しない。

8. オーバーエイジ枠

参加資格に、オーバーエイジ枠(以下、OA(1979(昭和54)年4月1日より前に出生した者の参加を一部認める))を設ける。OAが参加する場合は一団体につき出演者の2分の1とする。

9. 審査・表彰

審査は、大会本部が委嘱した審査員があたり、表現力、歌唱力、パフォーマンス、衣装などの総合評価を行う。

- (1) 最優秀賞1名(団体)にトロフィー、表彰状、メダルを授与する。
- (2) 優秀賞1名(団体)以内に楯、表彰状、メダルを授与する。

(3) 努力賞2名(団体)以内に表彰状、メダルを授与する。

10. 注意事項

- (1) 出演代表者による監督会議において当日の進行等を確認する。日時の詳細は後日参加道府県選手団または参加者宛に連絡する。
- (2) 対象曲のジャンルは問わない。なお運営上フルコーラスできないことがある。
- (3) 舞台装置及び照明設備は主催者で用意できるものとする。

11. 東日本大震災に伴う参加資格の特例について

震災による被害状況及び影響等を考慮し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域県(以下、「特例対象県」)とし、前記参加資格を満たした上で、当該被災地域県からの避難等により、2011(平成23)年3月11日以降移動せざるを得なかった場合、避難前に在住していた県から参加することができる。ただしこの場合、2011(平成23)年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住していた者であることを当該県選手団長が証明する書類を提出することを条件とする。なお、書式については別途指定する。

12. その他

- (1) 基準要項、芸能文化の部基準要項の定めるところによる。
- (2) 参加者は、大会本部が指定した旅行業者を通じて航空券や乗車券及び宿舎を申し込む。ただし、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県は関東近郊のためこの限りではない。また、沖縄県は指定旅行業者を通じ航空券と宿舎を併せて手配することができないため、宿舎のみ指定旅行業者により手配する。
- (3) 記載のない内容については主催者で判断する。

